

(捜三) 第41号
(関係各課合同)

【K0102 | 5年 | 令和7年03月31日 | 指 導】

令和元年12月26日

本部各部課長
各警察署長 殿

三重県警察本部長

広域窃盗常習容疑者に対する組織捜査の推進について（例規通達）

対号 広域窃盗常習容疑者に対する組織捜査の
強化について（例規通達・平成4年7月
13日（捜一）第25号（鑑合同））

この度、別添のとおり、警察庁から「広域窃盗常習容疑者に対する組織捜査の推進要領」が示達されたので通知する。各位にあっては、示達内容に基づき、適正かつ効果的な組織捜査を推進されたい。

なお、対号通達は、廃止する。

また、本通達の有効期間は、令和6年3月31日までとする。

原議保存期間	5年（平成36年3月31日まで）
有効期間	一種（平成36年3月31日まで）

各管区警察局広域調整担当部長
警視庁総務部長
警視庁刑事部長
各道府県警察本部長
殿

警察庁丁捜一発第39号、丁支発第64号
丁情管発315号

平成31年3月25日
警察庁刑事局捜査第一課長
警察庁刑事局捜査支援分析管理官
警察庁情報通信局情報管理課長

広域窃盗常習容疑者に対する組織捜査の推進について（通達）

窃盗常習容疑者の中には、警察の捜査を警戒し、住居等を転々と変えるなどして広域的に犯行に及ぶ者も見受けられる。こうした者を的確に検挙するため、別添の「広域窃盗常習容疑者に対する組織捜査の推進要領」に基づき、適正かつ効果的な組織捜査を推進されたい。

なお、「広域窃盗常習容疑者に対する組織捜査の強化について（通達）」（平成3年5月15日付け警察庁丁捜一発第94号）及び「広域窃盗常習容疑者登録の取扱について（通達）」（平成3年5月15日付け警察庁丁捜一発第95号ほか）は廃止する。

別添

広域窃盗常習容疑者に対する組織捜査の推進要領

1 広域窃盗常習容疑者の定義

広域窃盗常習容疑者（以下「広常容疑者」という。）とは、逮捕状を請求するに足りる資料は得られていないが、犯行手口、土地鑑、生活実態等から見て、2以上の都道府県警察の管内にわたり、侵入窃盗及びひったくり等悪質な非侵入窃盗事件を常習的に敢行している疑いのある者のうち犯歴Aファイルに登録があるものをいう。

2 広常容疑者の登録等

(1) 都道府県警察は、管内に住居又は居所（以下「住居等」という。）を有する未登録の広常容疑者又は所在不明の未登録の広常容疑者を把握したときは、あらかじめ警察庁及び当該府県警察を管轄する管区警察局（以下「警察庁等」という。）と協議の上、別記様式により警察庁等に登録するとともに、他の管区警察局及び都道府県警察（以下「他の管区警察局等」という。）に通報すること。

(2) 都道府県警察は、他の都道府県警察の管内に住居等を有する未登録の広常容疑者を把握したときは、警察庁等に報告するとともに、当該他の都道府県警察に通報すること。

(3) 前記(1)の登録を行った警視庁及び道府県警察本部の窃盗犯捜査を主管する課（以下「本部主管課」という。）は、当該広常容疑者について別記様式により犯歴A登録業務を主管する課（以下「取扱主務課」という。）に犯歴Aファイルへの登録を依頼すること。

なお、犯歴Aファイルへの登録については、「犯歴A登録原票及び犯歴A登録補助票の作成要領」（平成27年10月23日付け警察庁丁支発第136号ほか別添。）第5の5に基づくものとする。

(4) 都道府県警察は、広常容疑者が住居等を移転したことを把握した場合又は所在不明の広常容疑者の住居等を把握した場合は、警察庁等及び他の管区警察局等に報告又は通報すること。

(5) 前記(1)の登録及び(3)の依頼は、3の(1)で指定された本部主管課の捜査責任者が行うこと。

3 広常容疑者の捜査要領

(1) 2の(1)の登録を行った都道府県警察（以下「登録都道府県警察」という。）は、本部主管課の警部以上の階級にある者を捜査責任者として指定し、随時捜査検討会を開催するなど、登録した広常容疑者に関する捜査を計画的に推進すること。

(2) 所在不明の広常容疑者を登録した都道府県警察は、関係都道府県警察との情報交換、立ち回り先の捜査等所在に関する捜査を積極的に行い、その所在の発見に努めるとともに、入手した情報については、警察庁等及び他の管区

警察局等に報告又は通報すること。

- (3) 登録都道府県警察以外の都道府県警察においても、広常容疑者について積極的な情報収集を行い、広常容疑者の犯行と認められる事件の発生を認知した、広常容疑者に対し職務質問を実施した等、広常容疑者に関する動向を把握した場合は、警察庁等及び登録都道府県警察に報告又は通報すること。

4 照会

- (1) 照会センターは、警察署等から警察庁情報管理システムによる個人照会業務の総合照会又は犯歴照会を受理した場合において、広常容疑者にヒットしたときは、その旨を照会者に回答するとともに、本部主管課に広常容疑者の氏名、登録都道府県警察名、照会者の所属氏名等を通知すること。
- (2) 本部主管課は、照会センターから前記(1)の通知を受けたときは、広常容疑者に関する資料を活用して、照会者に対してとるべき必要な措置を指示すること。

5 身柄の措置

- (1) 登録都道府県警察が広常容疑者の逮捕状を請求する場合は、あらかじめ警察庁等に報告すること。
- (2) 登録都道府県警察以外の警察が広常容疑者の逮捕状を請求する場合は、あらかじめ警察庁等に報告するとともに、登録都道府県警察に通報すること。
- (3) 広常容疑者を検挙した場合は、警察庁等及び他の管区警察局等に報告又は通報し、事件処理は原則として検挙した都道府県警察が行うものとする。

なお、登録都道府県警察以外の都道府県警察が広常容疑者を検挙した場合、警察庁等は、合同捜査・共同捜査の実施を含めた捜査の推進について指導、調整を行うものとする。

6 登録の解除

- (1) 登録都道府県警察は、広常容疑者の検挙、死亡等により捜査の必要がなくなったと認めた場合は、速やかに警察庁等に報告し、登録を解除すること。
- (2) 登録都道府県警察の本部主管課は、警察庁等に対する広常容疑者の登録を解除したときは、取扱主務課に対し、速やかに犯歴Aファイルへの登録を削除するよう依頼するものとする。

別記様式

広域窃盗常習容疑者登録票

登録都道府県警察			
登録年月日	年 月 日	警察庁登録番号	号
登録概要	所在判明		所在不明
犯歴（登録） 番号		指紋番号	左 右
フリガナ 氏名 生年月日		異名	
生年月日	年 月 日生		
本籍 出生地 住居（前住居） 職業（職歴）			
人相・身体特徴等			
出所年月日	年 月 日	刑務所	出所 仮出所
逮捕歴			
犯行手口			
容疑理由及び 所在不明の経緯等			
予想犯行地			
予想立回り先			
事件手配番号等	都道府県名、手配年月日、手配番号（中種別）		
捜査上の留意事項			
捜査責任者（官職、 氏名、電話番号）			

【連絡先】本部主管課（デスク）：		当直：	

- 注 1 登録は、警察文書伝送システムにより行うこと。
 2 登録番号は警察庁捜査第一課の一連番号とし、登録概要は該当欄を○で囲むこと。
 3 各記載枠は適宜、増減すること。